

定 期 積 金

(2025 年 1 月 1 日現在)

1. 商 品 名 (愛 称)	・ 定期積金 (スーパー積金)
2. ご利用いただける方	・ 個人および法人のお客さま
3. 期 間	・ 1 年、2 年、3 年
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 契約期間内で掛金を分割受入 ・ 1 回あたり1,000円以上 ・ 1,000円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法	・ 当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 計算単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します
7. 税 金	・ 個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ・ 法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税） ※法人のお客さまの場合は、2016年1月1日以降は国税15.315%のみ源泉徴収し、地方税については源泉徴収しません
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による受け入れができます
10. 中途解約時の取り扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% 〔ただし、解約日における普通預金利率を下限とします〕
11. その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます ・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します
12. 金利情報の入手方法	・ 金利については、窓口にお問い合わせください
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772